

公益社団法人八代市シルバー人材センター
地域班班長連絡活動助成金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人八代市シルバー人材センター（以下『センター』という。）地域班の自主的な運営のために必要な班長連絡活動助成金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(助成金の種類)

第2条 助成金の種類は次に掲げるものとする。

(1) 地域班長の連絡活動助成費

(助成金の額)

第3条 助成金は予算の範囲内で支出するものとし、一年度内において次の各号に掲げる額を超えないものとする。

(1) 地域班長の連絡活動助成費

一地域班あたり 6,000 円を基準額に、500 円に会員数を乗じた額を加算した額。

2 前条第 1 号に掲げる会員数は、毎年 3 月 1 日現在における在籍会員数をもって当該年度の会員数とする。

(その他)

第4条 この規則に定めのない事項については、理事長が決定する。

附 則

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、公益社団法人設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。